

委 託 契 約 書 (案)

1 契約業務名 構造解析システム保守

2 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円)

ただし、この契約締結後、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に変更された場合は、頭書契約金額に相当額を加算した額を契約金額とする変更契約をすることとする。

3 契約期間 平成31年4月1日 から平成32年3月31日まで

4 履行場所 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
生物資源学部3階 BN316、1階 BN112

5 契約保証金 金 円

※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

※ 契約事務取扱細則第38条第1項の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と、（以
下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人 福井県立大学
理事長 林 雅則

乙

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別紙1の仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(実績報告および検査)

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに別紙1の仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が別紙仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第7条 乙は、前条に規定する検査に合格した後、委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第8条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(著作権等権利の処理)

第12条 乙は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第14条 乙は、委託業務の実施において、別紙2「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第15条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(改元への対応)

第19条 この契約における改元後の日付については、新元号の当該日付に読み替えるものとする。

別紙 1-1

構造解析システム

- 1 X線回折装置
- 2 S-3000N形走査型電子顕微鏡

構造解析システム仕様書

1 保守点検対象備品

X線回折装置

2 保守点検内容

- (1) 年2回以上点検を行う。点検の具体的内容は別紙 1-2-1「保守点検記録表」の内容によることとする。
- (2) 故障が生じた場合は修理を行う。ただし、重度の故障で受託金額の範囲を超える場合の取扱いについては甲乙協議のうえこれを定めるものとする。
- (3) 点検時以外にも必要と認められる場合は消耗品および消耗部品の交換を行うものとする。ただし、受託金額の範囲を超える交換の取扱いについては甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

3 以上に記載されていない事項については別紙 1-4「一般共通仕様書」によることとする。

福井県立大学 殿

定期点検作業記録表

R-A X I S 4 + +

第1回	年	月	日	作業者	第1回	年	月	日	作業者
第2回	年	月	日	作業者	第2回	年	月	日	作業者
第1回	年	月	日	作業者	第1回	年	月	日	作業者
第2回	年	月	日	作業者	第2回	年	月	日	作業者
第1回	年	月	日	作業者	第1回	年	月	日	作業者
第2回	年	月	日	作業者	第2回	年	月	日	作業者

株式会社 リガク

正常—OK, 不良—NG, 交換—CH, 清掃—CL, 調整—AJ, 修理—RP, 追加—AD, 研磨—PL, 注油—LB

[illegible]

正正常—OK, 不良—NG, 交換—CH, 清掃—CL, 調整—AJ, 修理—RP, 追加—AD, 研磨—PL, 注油—LB

[illegible]

正當—OK, 不良—NG, 交換—CH, 清掃—CL, 調整—AJ, 修理—RP, 追加—AD, 研磨—PL, 注油—LB

[illegible]

構造解析システム仕様書

1 保守点検対象備品

S－3000N形走査型電子顕微鏡

2 保守点検内容

- (1) 年1回以上点検を行う。点検の具体的内容は別紙 1-3-1「保守点検記録表」の内容によることとする。
- (2) 故障が生じた場合は修理を行う。ただし、重度の故障で受託金額の範囲を超える場合の取扱いについては甲乙協議のうえこれを定めるものとする。
- (3) 点検時以外にも必要と認められる場合は消耗品および消耗部品の交換を行うものとする。ただし、受託金額の範囲を超える交換の取扱いについては甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

3 以上に記載されていない事項については別紙 1-4「一般共通仕様書」によることとする。

日立走査形電子顕微鏡
保守契約期間点検整備記録表

顧客名 福井県立大学 殿

形 式 S-3000N

製造番号 1795-01

製 造 年 2005年

契約期間 _____

実施 月 日	点検区分 作業 No.	作業 責任者	整備概要	御了承印
~ /				
~ /				
~ /				
~ /				
~ /				
~ /				
~ /				

保守契約 No. -

株式会社日立ハイテクフィールドインク

点検整備記録表記入要領

1. 点検実施月日を区分内結果欄に記入する。
2. 点検整備結果を、点検結果欄に記入する。
3. 手入・調整実施時、数値管理すべき項目は調整前後の数値を記入する。
4. 手入・調整未実施時は、調整後の数値は記入せずに斜線を引く。
5. 点検項目に該当するものがない場合は、点検結果欄に斜線を引く。
6. 顧客要求により、点検項目以外の点検整備を実施時は、余白に上記に準じ記入する。
7. 諸事情により点検項目の点検が実施できない場合は、顧客了承を得たうえで横線を引き理由をコメント欄に記入する。
8. 点検実施時、特記すべき事項がある場合は、コメント欄あるいは表紙整備概要に記入する。
9. 定期点検以外作業実施の際も、表紙整備概要欄に記入する。
10. 契約内容を、下記に記入する、不要部分は斜線を引き該当無き場合は”無し”と記入する。

保守契約内容

1. 契約種類	コース
2. 点検回数	回／年
3. オンコール	含まれる 含まれない
4. 部品保証	単価 を含む
5. オプション	

定期点検 (S-3000N / 3500N)

A:定期点検毎に確認

B:年1回確認事項

C:サービスマンが必要と判断した場合実施

点検良:レ 調整:A

手入:△ 要修理:N

交換:×

前:調整前(調整時のみ) 後:調整後

区分	点検項目	周期	結果	コメント	結果	コメント	結果	コメント
排気系・冷却水系	バルブ動作・他	EVAC POWER SW	A					
		各バルブ動作	A					
		EVAC⇄AIR SW	A					
		COL AIR	A					
		L→H-VAC	A					
		H-VACランプ	A					
		WAITランプ	A					
		排気時間	A					
	R P 1	オイル量・汚れ	A					
		オイル漏れの有無	A					
		異常音の有無	A					
		オイルミストラップ詰り	A					
	R P 2	オイル量・汚れ	A					
		オイル漏れの有無	A					
		異常音の有無	A					
		オイルミストラップ詰り	A					
	D P ・水路	水漏れの有無	A					
		冷却水流量(1～1.5L/min)	A	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後
		冷却水温度10～25℃	A	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後
		冷却水路汚れ	A					
		流量スイッチ動作	A					
		WARM UP時間(20min以内)	A	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後
	C O M P	設定圧力(350～500kPa)	A	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後
		安全弁	A					
		異常音の有無	A					
		動作間隔(2h以上)	A	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後	前 / 後
	その他	ラバーホースの劣化	A					
		ラバーホース接続部	A					

定期点検 (S-3000N / 3500N)

A:定期点検毎に確認
B:年1回確認事項
C:サービスマンが必要と判断した場合実施

点検良:レ 調整:A
手入:△ 要修理:N
交換:X

前:調整前(調整時のみ) 後:調整後

区分	点検項目	周期	結果	コメント	結果	コメント	結果	コメント
機 構 系 ・ 試料 ・ 他	鏡体部							
	防振ゴム	A						
	対物可動絞り	A						
	シンチレータ	A						
	X,Y,Z,T,R軸可動範囲※1	A						
	遊び,蛇行,重さ	A						
	試料交換位置	A						
	吸収電流測定端子・アース線	A						
	ホルダー緩み	A						
D I S P L A Y ・ 他	各Oリング	A						
	※1 5インチステージ X:0~80mm,Y:0~40mm,Z:10~35mm,R:360° ,T:-20~+90° スーパーセンターリック X:-16~+16mm,Y:-16~+16mm,Z:5~35mm,R:360° ,T:-90~+90° 大型ステージ X:0~100mm,Y:0~50mm,Z:5~40mm,R:360° ,T:0~+60° テーブルステージ X:-7.5~+7.5mm,Y:-7.5~+7.5mm,Z:10~35mm,T:-45~+45° (VD35),温度範囲-10~+10℃							
	DISPLAY SW	A						
	モニタ	A						
	キーボード	A						
	マウス	A						
	ロータリノブ	A						
	PC	A						
	OS	A						
	トラックボール(オプション)	A						
	2軸モータードライブ(オプション)	A						
	5軸モータードライブ(オプション)	A						
	プリンタ(オプション)	A						
	MOディスクドライブ(オプション)	A						
	Hi-Mouse(オプション)	A						

定期点検 (S-3000N / 3500N)

A:定期点検毎に確認
B:年1回確認事項
C:サービスマンが必要と判断した場合実施

点検良:レ 調整:A
手入:△ 要修理:N
交換:×

前:調整前(調整時のみ) 後:調整後

区分	点検項目	周期	結果	コメント	結果	コメント	結果	コメント
S E	Scanボタン	A						
	Scan Speedボタン	A						
	Autoボタン	A						
	Analysisボタン	A						
	Magnification表示	A						
	写真撮影ボタン	A						
	ビデオフィンタ出力ボタン	A						
	Beam	A						
	Stage(オフショ)	A						
	ステイクマチェックボックス	A						
	エリアマーカチェックボックス	A						
	スクロールバーチェックボックス	A						
	SEM像表示エリア	A						
M ソ フ ト	ツールバーの各ボタン	A						
	HVボタン	A						
	Vacc,le表示	A						
	Vacuumメータ	A						
メ ニ ュ ー バ ー	ファイル	A						
	編集	A						
	設定	A						
	調整	A						
	スキャン	A						
	イメージ	A						
	表示	A						
	分析	A						
	オプション	A						
	ツール	A						
	ウインドウ	A						
	ヘルプ	A						

定期点検 (S-3000N / 3500N)

A:定期点検毎に確認
B:年1回確認事項
C:サービスマンが必要と判断した場合実施

点検良:レ 調整:A
手入:△ 要修理:N
交換:X

前:調整前(調整時のみ) 後:調整後

区分	点検項目	周期	結果	コメント	結果	コメント	結果	コメント
排気系・冷却水系	R P 1	オイル交換	B					
		オイルシール交換	B					
		オイルゲージ交換	B					
		カップリングゴム交換	B					
		ドレインパッキン交換	B					
		サクションピースOリング交換	B					
		オイルフェンス交換	B					
		オイルミストラップ交換	B					
	R P 2	オイル交換	B					
		オイルシール交換	B					
		オイルゲージ交換	B					
		カップリングゴム交換	B					
		ドレインパッキン交換	B					
		サクションピースOリング交換	B					
		オイルフェンス交換	B					
		オイルミストラップ交換	B					
	D P 水路	冷却水路クリーニング	C					
		水道ホース交換	C					
		水道ホースバンド追締め	C					
		DPヒータ交換	C					
		DPオイル交換	C					
		流量スイッチ交換	C					
		サーモSW交換	C					
	C O M P	逆止弁,F弁,ドレンコック交換	C					
		水抜き	A					
	その他	COLリーク弁交換	C					
		ピラニーゲージ交換	C					
		ラバーホース交換	C					
		RPリーク弁交換	C					
		電磁弁交換	C					
		エラストランチューブ交換	C					

定期点検 (S-3000N / 3500N)

A:定期点検毎に確認
B:年1回確認事項
C:サービスマンが必要と判断した場合実施

点検良:レ 調整:A
手入:△ 要修理:N
交換:×

前:調整前(調整時のみ) 後:調整後

区分	点検項目	周期	結果	コメント	結果	コメント	結果	コメント
鏡 体 系	電子銃部クリーニング	A						
	電子線通路クリーニング	A						
	収束固定絞り板交換	A						
	対物固定絞り板交換	A						
	対物可動絞り板交換	A						
	電子銃部Oリングクリーニング	A						
	電子銃部Oリング交換	C						
	試料室内クリーニング	A						
	吸収電流測定端子クリーニング	A						
	Oリング類クリーニング	A						
	シンチレータ交換	C						
	ホルマル交換	C						
	防振ゴム交換	C						
	フューズ交換	C						
	供給電圧実測値	A		AC V		AC V		AC V
C R T ・ カ メ ラ	モニタ明るさ点検	A						
	PHOTO CRT明るさ点検	A						
	モニタクリーニング	A						
	PHOTO CRTクリーニング	A						
	カメラ位置点検	A						
	ポライドフィルムホルダクリーニング	A						
	6×7ロールフィルム巻取り点検	A						
	アノードキャップ点検	A						
※2 Photoユニットはオプション								
像 質	倍率※3 ※4 ※5	A						
	終像(SE像、RE像)※3	A						
※3 添付写真参照								
※4 倍率誤差±10%以内、調整時は調整箇所を追記する								
※5 ①Photo CRT Unit、及び測長機能が付属しない場合は観察用CRT上にメッシュ像を表示させミクロンマークとの比で誤差を算出する								
②Photo CRT Unitが付属する場合は写真上でメッシュ幅を測り、撮影倍率を実測する								
③測長機能が付属する場合は測長カーソルでメッシュ幅を測り、この値と実際の値との対応性を実測する								

点検良:レ 調整:A
手入:△ 要修理:N
交換:×

[illegible]

添 付 写 真 デ ー タ

/

最終像確認による合否判定

試料名	金蒸着カーボン	
加速電圧	25	kV
W D	5	mm
倍 率	50k	倍

最終倍率確認による合否判定

試料名	Cuメッシュ	
試料No.		
加速電圧	25	kV
W D	15	mm
倍 率	1000	倍

仕様:誤差X,Y方向共に±10%以内

測定器名 /ギス
管理No.
作業点検 合 / 否

添付写真データ

/

最終像確認による合否判定

試料名	金蒸着カーボン	
加速電圧	25	kV
W D	5	mm
倍 率	50k	倍

最終倍率確認による合否判定

試料名	Cuメッシュ	
試料No.		
加速電圧	25	kV
W D	15	mm
倍 率	1000	倍

仕様:誤差X,Y方向共に±10%以内

測定器名	ノキス
管理No.	
仕業点検	合 / 否

一 般 共 通 仕 様 書

1 節 一 般 事 項

- | | |
|------------------|--|
| 1. 1 共通仕様書の適用範囲 | 特記以外は、この共通仕様書による。 |
| 1. 2 設計図書 | 設計図書とは、図面および仕様書をいう。 |
| 1. 3 監督員 | 監督員とは、契約書に規定する監督職員をいう。 |
| 1. 4 疑義に対する協議 | 設計図書に明記のない場合または疑いを生じた場合は監督員と協議する。 |
| 1. 5 協議の結果の処置 | a 必要に応じて契約の変更が行われる。
b 契約の変更に至らぬ事項は3. 3項による。 |
| 1. 6 官公署その他への手続き | a 管理業務に必要な官公署その他への手続きを要するときは、受託者の費用および責任において、速やかに行う。
b 甲の責務による官公署その他への手続きを要するときは、関係書類を作成し、監督員に提出する。 |
| 1. 7 別契約の関係業務 | 別契約による関係業務については、監督員の指示により、関係者と協力し、円滑に業務を遂行する。 |

2 節 業 務 管 理

- | | |
|-------------|--|
| 2. 1 作業責任者 | 作業責任者とは、契約書に規定する業務責任者をいう。ただし、作業員が一人の場合、その作業員を作業責任者とする。 |
| 2. 2 安全衛生管理 | a 作業現場の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関連法令等に従って、これを行う。 |

別に責任者が定められた場合は、これに協力する。

b 作業現場において、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。

2. 3 災害および
公害防止

a 管理業務に伴う災害および公害の防止は、関係法令等に従い、適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
(2) 公害の防止に努める。
(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または公害の発生のある恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。

2. 4 臨機の処置

災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、直にその経費を監督員に報告する。

2. 5 養生

在来部分などで汚染または損傷の恐れのあるものは適切な方法で養生する。

2. 6 あと片付け

管理業務完了に際しては、作業現場内外のあと片付けおよび清掃を行う。

2. 7 作業員の資格

管理業務のうち、法令および仕様書等で規制のあるものは、有資格者がその取扱いをしなければならない。

2. 8 使用材料

管理業務に使用する材料は新品とし、品質良好のものを使用する。規格等の指定のあるものは、規格品を使用する。

2. 9 破損個所の
措置

管理業務により発見した破損または故障箇所は、その機能が維持する程の応急処置を施し、直ちに監督員に報告する。

2. 10 光熱・水道等
の利用

光熱・水道・休息・道具または資材置場等の利用は作業実施計画書（後述）により、監督員の承認を得て無償で利用できる。

3 節 実施計画書、記録、その他

3. 1 作業実施
計画書

管理作業の実施に先立ち、監督員と十分打合せ、下記の事項について作業実施計画書を作成し、提出する。変更する場合は速やかに変更する部分を書面にて監督員に提出する。

	(1) 作業全体の工程表および実施工程表 (2) 作業現場の明示および作業時間等 (3) 作業員および資格等 (4) 使用機器および材料 (5) 測定方法および記録例等
3. 2 作業の打合せ	作業の実施に当たり、事前に当該建物管理者と作業内容について十分打合せをし、執務に支障のないようにする。
3. 3 作業実施の 記録、報告等	- a 管理業務終了後は、書面に正確に記録し、当該建物管理者または監督員へ提出するとともに、細部について報告し、確認を得る。 - b 管理業務終了後では容易に点検できない部分および監督員の指示する箇所は、写真の記録等により監督員の確認を受ける。

受託事業者における情報セキュリティに関する事項

(基本的事項)

第1 乙は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負わなければならない。

(作業場所の特定)

第2 乙は、委託業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。

ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で勤務を行う時は、「情報セキュリティ管理要領」（平成20年4月1日公立大学法人福井県立大学要領第5号に規定する情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 第2で規定する機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んではならない。

ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。

(2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

(3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。

(4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

(作業者IDおよびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者IDおよびパスワードを取り扱わなければならない。

(1) 作業者IDおよびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。

(2) 作業者IDによるアクセスは必要最小限とすること。

（目的外使用の禁止）

第6 乙は、甲から提供された委託業務にかかる資料、情報および情報資産（以下、「関係資料」という。）を委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。

（複写および複製の禁止）

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

（情報資産の返還）

第8 乙は、委託終了後、関係資料を返還しなければならない。

（情報資産の廃棄）

第9 乙は、第8に基づき甲に返還する関係資料および成果物以外の関係資料については、委託業務終了後速やかに廃棄を行わなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

（実地調査および指示等）

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または委託業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

（再委託先への適用）

第11 この「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」は、契約書第17条の規定により承認された再委託先にも適用するものとする。

2 再委託先における情報セキュリティに関する責任は乙が負うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(適正管理)

第 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用および提供の制限)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第 5 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第 8 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第 9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。